**記 入 例**

# 子育てのための施設等利用給付認定現況届（新2号・新3号）

ver.20250612

（宛先） 守口市長

届出日　令和 7 年 6 月 16 日

次のとおり、子育てのための施設等利用給付に係る認定について、現況を届け出ます。
また、市が子育てのための施設等利用給付認定の決定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を閲覧すること、及びその情報に基づき決定した当該認定の内容について、子育てのための施設等利用給付対象施設等に対して提示することに同意します。

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 保護者 | 現住所 | 守口市京阪本通2丁目5番5号 | | | | |
| | 氏名 | 守口 太郎 | | | | |
| | 電話 | 自宅 | 06 | 6992 | 1637 | |
| | | 携帯（父） | 090 | 1234 | 5678 | |
| | | 携帯（母） | 090 | 9876 | 5432 | |

| | 氏名 | 生年月日 | 性別 |
|---|---|---|---|
| 対象となる子ども | （ふりがな） もりぐち はなこ<br>守口 花子 | ☐ 平成<br>☑ 令和 3 年 10 月 10 日生 | 男 ・ [✓ 女] |

幼稚園・認定こども園・認可外保育施設等利用している施設名及び

| | |
|---|---|
| ふりがな<br>施設名 | もりぐちしりつにじいろにんていこどもえん<br>守口市立にじいろ認定こども園 |

利用している施設名等を記入してください（利用している施設等がない場合は記入不要です）。

## （1）世帯の状況

※対象となる子ど　　　　記入してください。
※単身赴任・世帯　　　　本現況届をコピーして記載してください。

対象となる子ども以外の両親及び、同じ住所に住んでいる家族員全員について記入してください。

| 氏名 | | 月日 | 性別 | 職業（会社名）及び単身赴任先住所又は学校名、園名等 |
|---|---|---|---|---|
| （ふりがな） もりぐち たろう<br>守口 太郎 | 父 | ☑ 昭和<br>☐ 平成<br>☐ 令和 62 年 10 月 22 日生 | [✓ 男] ・ 女 | ▲株式会社<br>東京都●区●丁目●番●号 |
| （ふりがな） もりぐち さつき<br>守口 さつき | 母 | ☑ 昭和<br>☐ 平成<br>☐ 令和 62 年 10 月 1 日生 | 男 ・ [✓ 女] | ■株式会社 |
| （ふりがな） もりぐち いちろう<br>守口 一郎 | 兄 | ☐ 昭和<br>☑ 平成<br>☐ 令和 28 年 7 月 5 日生 | [✓ 男] ・ 女 | 守口市立守口小学校 |
| （ふりがな） もりぐち みどり<br>守口 みどり | 妹 | ☐ 昭和<br>☐ 平成<br>☑ 令和 7 年 5 月 10 日生 | 男 ・ [✓ 女] | 無職 |
| （ふりがな） | | 年 月 日生 | 男 ・ 女 | |
| （ふりがな） | | ☐ 令和 年 月 日生 | 男 ・ 女 | |
| 世帯の状況 | ☐ ひとり親世帯 ・ ☑ 左記以外 | | | |

ひとり親世帯とは、戸籍の世帯となります。そのため、離婚協議中等の事由の場合、ひとり親世帯には該当しません。

## （2）保育必要事由　※保育必要事由を証明する書類を必ず添付してください。

| 対象となる子どもとの続柄 | | 対象となる子どもとの続柄 | |
|---|---|---|---|
| 父 | ☑ 就労　☐ 妊娠、出産　☐ 疾病、障がい<br>☐ 介護・看護　☐ 求職活動　☐ 就学<br>☐ 育児休業　☐ その他（　　） | 母 | ☐ 就労　☑ 妊娠、出産　☐ 疾病、障がい<br>☐ 介護・看護　☐ 求職活動　☐ 就学<br>☐ 育児休業　☐ その他（　　） |

**5月2日以降に保育必要事由の変更を行っている場合は、証明する書類の提出は不要です。**

## （3）子育てのための施設等利用給付認定（新2号・新3号）を取り下げる場合

（預かり保育や認可外保育施設等を利用しておらず、子育てのための施設等利用給付認定（新2号・新3号）が不要の場合）

**※上記「（2）保育必要事由」があり、子育てのための施設等利用給付認定の利用を継続する場合は、記入の必要はありません。**

☐ 特定子ども・子育て支援施設等（新制度未移行幼稚園を除く。）を利用しないため、【新2号・新3号】の認定を取り下げます。
※ 保育必要事由がないものとして、現在認定を受けている期間の終了日又は**令和7年8月31日**までのいずれか早い日をもって有効期間を終了いたします。
※ 新2号認定を受けている方で、子ども・子育て支援新制度に移行されていない幼稚園を利用されている方は、新1号認定となります。

今後利用される予定がない場合のみチェックしてください。**こちらをチェックいただくと認定を取り消します。**

**※本現況　　　における保育必要事由の確認ができない場合には、子育てのための施設等利用給付認定を**
**※本届出　　　やかに市役所に届け出てください。**
**※守口市　　　ら子育てのための施設等利用給付は利用できません。必ず転入先の市町村にて手続きを行　　　。**
**※本届出内容に虚偽があった場合、又は本届出内容から変更が生じたにも関わらず市役所に速やかに届け出なかった場合には、子育てのための施設等利用給付認定を取り消すことがあります。**

# 現況届　必要手続フローチャート

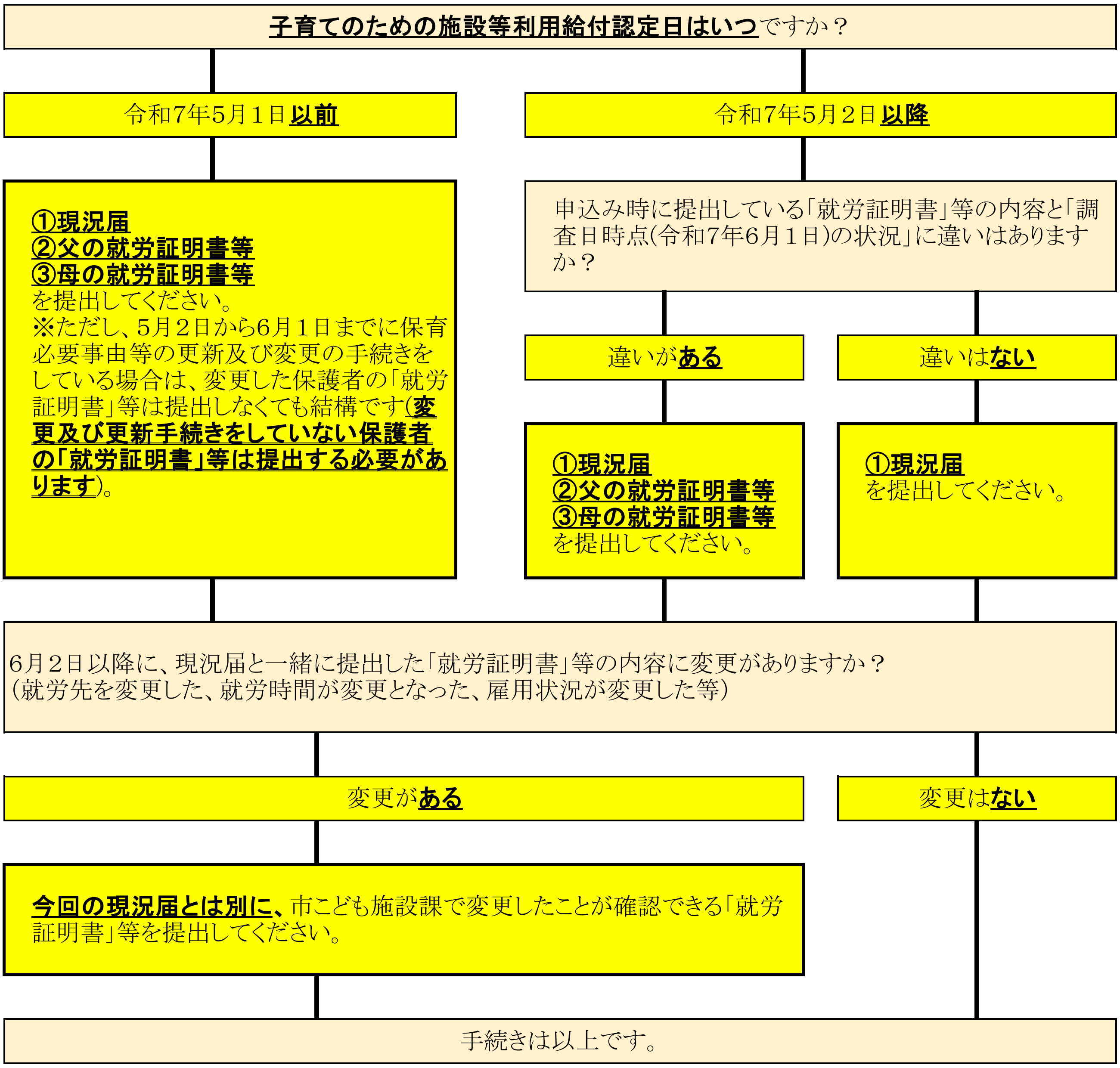

**子育てのための施設等利用給付認定日はいつ**ですか？

令和7年5月1日**以前**

**①現況届**
**②父の就労証明書等**
**③母の就労証明書等**
を提出してください。
※ただし、5月2日から6月1日までに保育必要事由等の更新及び変更の手続きをしている場合は、変更した保護者の「就労証明書」等は提出しなくても結構です(**変更及び更新手続きをしていない保護者の「就労証明書」等は提出する必要があります**)。

令和7年5月2日**以降**

申込み時に提出している「就労証明書」等の内容と「調査日時点(令和7年6月1日)の状況」に違いはありますか？

違いが**ある**

**①現況届**
**②父の就労証明書等**
**③母の就労証明書等**
を提出してください。

違いは**ない**

**①現況届**
を提出してください。

6月2日以降に、現況届と一緒に提出した「就労証明書」等の内容に変更がありますか？
(就労先を変更した、就労時間が変更となった、雇用状況が変更した等)

変更が**ある**

**今回の現況届とは別に、**市こども施設課で変更したことが確認できる「就労証明書」等を提出してください。

変更は**ない**

手続きは以上です。

**＜注意事項＞**

・今回の現況届は、子育てのための施設等利用給付認定に係る令和7年6月1日時点の保育必要事由を確認するためのものです。
・認定こども園等の保育部分(2号・3号認定)の利用申込み等に係る手続きは別途必要となります。
・提出されなかった場合は、現在認定を受けている期間の終了日又は令和7年8月31日までのいずれか早い日をもって認定期間を終了いたします。

| | |
|---|---|
| 認定こども園等の保育部分(2号・3号認定)の利用を希望している場合 | 認定こども園等の保育部分(2号・3号認定)の利用を希望される場合、利用を希望する月の前月10日までに、別途市こども施設課にて利用申込みを行ってください。 |
| すでに認定こども園等の保育部分(2号・3号認定)の利用申込みを行っている場合 | 申込み時点から**就労時間や保育必要事由等が変更となり、入園(所)利用調整に係る点数が変更となる方は、変更を希望する月の前月10日までに、別途市こども施設課に就労証明書又は保育必要事由申告書等を提出する必要があります。** |